**YLOニュースレター（2025年４月号）**

皆様

　トランプ関税を含めて世界は混沌としていますが、皆様お変わりありませんか？桜の季節を通り越し、新緑の季節となり、過ごしやすい毎日が続いていますが、温暖化の影響もあり、天気は始終目まぐるしく変わっています。山火事も、岩手、岡山、愛媛と続き、カリフォルニアの山火事は他人事ではなくなってきています。南海トラフの大地震も予測されていますので、皆様、万全の備えをお願いいたします。

　そんな折、孟子の一節を読みました。「天下の広居の居り、天下の正位に立ち、天下の大道を行く。志を得れば民とこれに由り、志を得ざれば独りその道を行う。富貴も淫すること能わず、貧賤も移すこと能わず、威武も屈すること能わず、これを大丈夫という。」とあります。そうありたいものです。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　報道でもご存じのように、**公正取引委員会**は、**4月15日**に、**Google LLC**に対し、独占禁止法の規定に基づき**排除措置命令**を行った。公取委HPによると、Google LLCは、遅くとも令和２年７月以降、**許諾契約に基づく許諾の条件**を通じ、さらに**収益分配契約に基づく収益分配の条件**を設定して、特定アンドロイド・スマートフォンメーカー及び特定移動通信事業者に対し、**他の一般検索サービス事業者の検索機能を特定アンドロイド・スマートフォンに実装させないようにしていた**としている。

　新聞報道によると、公正取引委員会は、**検索分野で今回の排除措置命令**を、**広告の分野で昨年確約手続において確約計画を承認**し、**アプリ内課金についてもスマホ新法**で監視しているとされている。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250415_digijyo.html>

〇　**公正取引委員会**は、**3月26日**に、**スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律**（令和６年法律第５８号。以下「**スマホ新法**」という。）３条１項の規定に基づき、**特定ソフトウェア事業者**を指定した。指定されたのは、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ の分野で**Apple Inc.**、アプリストアの分野で**iTunes株式会社**、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ、検索エンジンの分野で**Google LLC**である。**スマホ新法は、本年内に施行予定**である

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250331_smartphone.html>

○　**公正取引委員会**は、**4月10日**に、**トヨタモビリティ東京株式会社**に対して**警告**を行った。トヨタモビリティ東京が、**自動車の販売に関連してメンテナンスパック等を抱き合わせ販売**して、**独占禁止法第１９条**（不公正な取引方法第１０項（抱き合わせ販売等））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものであるとされた。**トヨタ自動車株式会社**及び**一般社団法人日本自動車販売協会連合会**に対し、同日で、本件と同様の行為が行われることを未然に防止するために**要請**を行った。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250410dai2.html>

〇　**公正取引委員会**は、**3月11日**に、「**下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」**が閣議決定された旨を公表した。新法律は名称も変わり、「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する 代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」 となり、「下請事業者」を「**中小受託事業者**」、「親事業者」を「**委託事業者**」等に改める。また、同時に「下請中小企業振興法」を「**受託中小企業振興法**」に修正された

**独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報**

〇 **フジメディアHDの不祥事事件**等により、各企業は、**コーポレート・ガバナンス**に対する規範意識を高める努力をされていると思います。コーポレート・ガバナンスは上場企業が不祥事や不正などをせず、公正な判断や経営ができるように監視・統制する仕組ですが、**制度は作っても魂を入れていない場合が散見**されています。やはり、その企業の実権を有している方（**通常は社長やCEO**ですが、そうでない場合もあります）の**リーダーシップ**が欠かせません。外部で不祥事が起こっても、馬耳東風というリーダーや、制度は「作っておけ式」のリーダーが多いのではないかと危惧しています。再度、**コーポレート・ガバナンス実施のための各制度を見直して、最適化することをお勧めします。**

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　[k.yabuki@yabukilaw.jp](mailto:k.yabuki@yabukilaw.jp)

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）